

要保護及び準要保護児童生徒認定基準

昭和 43 年 12 月 13 日 泰阜村教育委員会局達第 2 号
改正平成 16 年 10 月 1 日 泰阜村教育委員会局達第 1 号
改正令和 3 年 5 月 27 日 泰阜村教育委員会局達第 1 号

(総則)

第 1 条 要保護及び準要保護児童生徒の認定については、法令の規定によるほかこの局達の定めるところによる。

(要保護児童生徒)

第 2 条 児童または生徒の保護者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 182 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者である場合には、当該児童生徒を要保護児童生徒に認定する。

(準要保護児童生徒)

第 3 条 児童または生徒の保護者が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められ、次の各号の 1 つに該当しているものについては当該児童生徒を準要保護児童生徒に認定する。この場合において保護者の困窮の程度に応じて、A 級、B 級、C 級に格付けするものとする。

(1) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- イ. 地方税法第 295 条第 1 項に基づく村民税の非課税
- ウ. 地方税法第 323 条に基づく村民税の減免
- エ. 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
- オ. 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
- カ. 国民年金法第 89 条および第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- キ. 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- ク. 児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ. 世帯更正貸付資金による貸付け

(2) (1) 以外の者で次のいずれかに該当する者

- ア. 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録労働者
- イ. 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められている者
- ウ. P T A 会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者
- エ. 学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品通学用品等に不自由している者で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められている者
- オ. 経済的な理由による欠席日数が多い者

(追加認定)

第 4 条 年度の中途において前 2 条の規定に該当することとなった者がある場合は、すみやかに追加認定するものとする。

(認定の取り消し)

第 5 条 年度の中途において、世帯の経済状況の好転または村外の学校へ転学、あるいは死亡等により援助を必要としなくなった者がある場合には、第 2 条あるいは第 3 条の認定を取り消すものとする。

(認定および認定の取り消しの決定)

第 6 条 前 4 条の決定は、教育委員会の議決によらなければならない。

(補助対象費目及び支給額)

第7条 要保護および準要保護児童生徒には、別表左欄の区分に応じ、中欄に掲げる補助対象費目について右欄の額を予算の範囲内において支給する。

2 第1項の規定にかかわらず、第3条の規定により支給認定を受けた者が、他の区市町村から支給を受けることができる項目又は既に支給を受けている項目については、支給しない。

第8条 この基準の運用及び手続等に関する事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この局達は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

この局達は、公布の日から施行する。

附則(泰阜村教育委員会局達第1号)

(施行期日)

1 この局達は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項第2号イに定める、「保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められている者」の認定について、令和3年度の申請に限り、申請時点での当年度の見込み所得(世帯の合計額)が認定基準額以下であれば、当年度の所得が確定する前(令和3年12月以前)に認定、支給することができる。その場合、所得が確定した時点で再審査を行い、確定後の所得が認定基準額を超えた場合は、給付済みの就学援助費は返金を求めることができることとする。